

# いただきます食の楽校 連盟

## 規約

### 第一章 総則

(名称及び目的)

第1条 本連盟は、いただきます食の楽校連盟（以下「楽校」という。）と称する。人生100歳時代に、日本の食の知恵に学び、幸せの価値観を再発見する食育活動を行う。活動を通して、健康的な食生活、生命力ある食物の生産、日本の食文化の発展につなぎ、自分を思いやり、他者とのつながりのイメージし考え、判断し、行動する、コンパッションある社会を広げる。

(総本部および事務局)

第2条 連盟の本部および事務局を NPO ソーシャルエデュケーション協会内に置く。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) いただきます食の楽校の企画・運営
- (2) 食育に関する出版物の刊行
- (3) 食育に関する教育プログラムの開発及び展開
- (4) 食育活動に関わる講師の養成
- (5) 本活動の普及及び広報に関すること
- (6) その他、連盟の目的達成に必要なこと

### 第2章 組織

(構成)

第4条 本連盟の目的に賛同する、次の会員をもって組織する。

1. 楽校の教育理念に賛同し、理事会に承認を受けた食育活動を行う団体、個人
2. 前号以外で理事会が承認した者

(加盟及び脱退)

第5条 本連盟への加盟及び脱退は、必要事項を文書で本連盟に届け出、理事会で承認を受けるものとする。

(会費)

第6条 加盟会費は、年間5,500円とする。発起年度は、次年度よりとする。

2. 会員期限は1年更新とし、途中で退会する場合、年会費の返還はしないものとする。

(会員の権能)

第7条 会員は、総会に参加し、決議権を平等に有する。

(除名)

第8条 理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反した時。
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第9条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1人
- (2) 理事3人以上5人以内
- (3) 監事1人以上3人以内

(選任等)

第10条 理事と監事は総会において選出する。

2. 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員(職務)は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第11条 役員職務は、以下の通りとする。

- (1) 理事は、理事会を組織し、本連盟の目的を達成するために、重要事項を協議決定し、本連盟の維持、その所管業務の執行及び運営を任ずる。
- (2) 理事長は、本連盟を代表し、その業務を総理する。
- (3) 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見した時は、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。
- (4) 事務局長は、連盟の事務全般を掌理する。

### 第4章 会議

(会議)

第12条 この連盟の会議は、総会及び理事会の2種とする。

(会議の招集)

第13条 本連盟の会議は、理事長が招集し会議の議長となる。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2. 総会は、年に1回の通常総会と、理事長が必要と認めた時、および会員の求めに応じて理事会が必要と認

めた場合に行う「臨時総会」の2種とする。

(総会の権能と議決)

第15条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 運営計画及びその報告
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) その他運営に関する事項

2. 会議の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決定する。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議事録)

第16条 議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

(理事会の権能と議決)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会は、理事長が必要と認めた時、および理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったと時に開催する。

3. 理事会は、以下の事項について議決する

- (1) 規約の改正
- (2) 役員を選出
- (3) 運営計画及び決算
- (4) 楽校の企画、運営するイベントに関する事項
- (5) その他重要事項及び緊急事項

4. 会議の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

## 第5章 資産

(予算)

第18条 連盟の経費は、会費、イベント等参加費、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(管理)

第19条 この法人の資産は、理事会の承認を経て特定非営利活動法人ソーシャルエデュケーション協会が管理する。

## 第6章 会計

(事業年度)

第20条 連盟の会計年度は毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(決算)

第21条 連盟の決算は12月末日までに終了し、監査役の監査を受け、決算書は理事会に報告されて承認を得なければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第22条 この規約に定めるもののほか必要な事項は理事会において定める。

## 附則

この規約は、令和4年8月1日から施行する。